



発行者 中核地域生活支援センター いちはら福祉ネット(千葉県委託事業)  
〒290-0074 千葉県市原市東国分寺台3-10-15  
TEL 0436-23-5300 FAX 0436-23-5225  
ホームページ [http://park22.wakwak.com/~ichihara\\_f.net/](http://park22.wakwak.com/~ichihara_f.net/)  
メールアドレス [ichihara\\_f.net@bh.wakwak.com](mailto:ichihara_f.net@bh.wakwak.com)



年4回発行(4,000部)



## 『障害者虐待防止法』成立

平成23年6月17日、障害者虐待防止法が参院本会議で可決され、平成24年10月1日に施行されることになりました。

この法律では、障害者の虐待の禁止、障害者虐待の予防および早期発見がうたわれています。

千葉県では、平成18年10月に全国初の障害者差別禁止条例といわれる『障害のある人もない人もともに暮らしやすい千葉県づくり条例』が施行されており、この条例に基づき、県は障害者の差別をなくすための重層的な体制を作り、また、官民ともに、様々な権利擁護活動が行われてきました。

今回の障害者虐待防止法の成立により、障害者の権利擁護に関する体制がさらに整備されることが期待されますが、障害者の虐待とは、いったい何を指すのでしょうか？

法律では、障害者の虐待の範囲を

- ① 養護者による障害者虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③ 使用者による障害者虐待

と位置づけています。また、虐待の内容としては、大まかに分けて身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・放置・経済的虐待がそれに当たるとしています。

「障害者の虐待って実際あるの？」と思う方もいるかと思いますが、私たちが普段相談を受けている人たちの中にも、就職先の上司に通帳を取られて給与を勝手に使われてしまった知的障害の方、家族から日常的に暴力を受けて食事も満足に取らせてもらえない身体障害の方などがいます。

そういった虐待が自分たちの身の回りにおきていること、その虐待に苦しんでいる障害者が身近にいることは、あまり知られていません。

障害者虐待を『対岸の火事』とせず、皆さんの身の回りでも起こり得る、身近な問題だと感じることで、今まで日の当たらなかつた部分に地域社会の目が届くようになり、障害を持つ人も持たない人もともに暮らしていける地域社会が構築されていくのではないのでしょうか。

さて、虐待防止法と名のつく法律には、障害者虐待防止法のほかに『児童虐待防止法』『高齢者虐待防止法』があります。

児童虐待防止法は18歳以下の児童に対する虐待を防止するための法律で、平成12年に施行されました。虐待の通告は一義的には市町村の担当課が受け、必要に応じて市町村は児童相談所の援助や助言を受け、対応しています。住民等からの通告を受け、子育て支援サービス等の身近な各種の社会資源を活用することで対応可能な案件については市町村を中心に対応し、立ち入り調査や一時保護、福祉施設等への入所の対応が求められるケースについては児童相談所が中心に対応するといった役割分担をしています。

高齢者虐待防止法は、65歳以上の高齢者の虐待を防止するための法律で、平成18年施行です。高齢者虐待の相談は市町村の高齢者福祉担当課、地域包括支援センターが受けることとなっています。市町村の高齢福祉担当課は、立ち入り調査や入所施設への措置などを行う役割を担い、地域包括支援センターと連携し活動しています。

児童虐待防止法・高齢者虐待防止法とも通告件数は年々増加し、平成21年度、厚生労働省がまとめた児童虐待の相談件数は、全国で年間44,211件にも上っています。これは法律が施行された平成12年度の約2.5倍です。

高齢者虐待の相談件数は、平成21年度の厚生労働省のまとめでは全国で年間23,404件で、平成18年度の約1.2倍の増加をしています。どちらの虐待通告件数の増加も、虐待が増加したということだけではなく、虐待防止法の周知が図られてきたためという側面があるといわれています。

それぞれの虐待防止法では、虐待を発見した場合、市町村などに通報するよう努力することが義務付けられています。そして、行政は責任を持って対応することが義務付けられています。この度の障害者虐待防止法についても、市町村障害者虐待防止センターの設置など、虐待対応についての行政の責任が明記されています。

『虐待』がどういったものか、また、それぞれの立場で何をすべきかを知り行動することで、虐待を早期に発見し、対応していくことが可能になるのです。

虐待は虐待を受けている側だけでなく、虐待をしている側も、辛い、こんなことしたくないと考えているのに、どうしてもなくなってしまう虐待してしまっているケースが数多くあります。虐待という表面に出てくる問題だけでなく、その背景にある家族関係の問題や、経済的な問題、社会的な矛盾なども視野に入れて対応していく必要があります。

もし、皆さんの近くで「これは虐待ではないのか？」と感じるケースがあったら、下記の窓口で通告・ご相談ください。

### 市原市の児童虐待相談窓口

|               |                                 |
|---------------|---------------------------------|
| 市原市役所 家庭児童相談室 | TEL 0436 (23) 9746              |
| 千葉県中央児童相談所    | TEL 043 (252) 1152 (24時間365日受付) |

### 市原市の高齢者虐待相談窓口

|                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 市原市役所 高齢者支援課          | TEL 0436 (22) 1111 |
| 市原市地域包括支援センター (市役所直営) | TEL 0436 (23) 9890 |
| 市原市地域包括支援センター ぞい      | TEL 0436 (25) 5111 |
| 市原市地域包括支援センター ひまわり    | TEL 0436 (37) 7222 |
| 市原市地域包括支援センター たいよう    | TEL 0436 (63) 4016 |
| 市原市地域包括支援センター トータス    | TEL 0436 (50) 6262 |
| 市原市地域包括支援センター たつみ     | TEL 0436 (75) 6633 |



### 市原市の障害者虐待相談窓口

|                        |                                 |
|------------------------|---------------------------------|
| 市原市役所 障がい者支援課          | TEL 0436 (22) 1111              |
| 中核地域生活支援センター いちはら福祉ネット | TEL 0436 (23) 5300 (24時間365日受付) |

## 第29回市原市福祉まつり

毎年恒例の「市原市福祉まつり」が今年も開催されます。これは、文化活動を通じて、障がいのある人もない人もともに交流し、心豊かな地域づくりを目指すものです。

秋の一日、ぜひ、皆様でお出かけください。

【日 時】平成23年11月20日(日) 10:00～15:00

【会 場】市原市勤労会館 (youホール) 及び  
会館前広場

【内 容】障がいのある方々の力作が並ぶ作品展示  
や催し物、模擬店、バザーなど

【主 催】市原市

【共 催】市原市中心身障害者福祉団体連絡協議会  
市原市福祉まつり実行委員会

【問合せ先】市原市障がい者支援課

TEL : 0 4 3 6 - 2 3 - 9 8 1 5

## こすもす会「南総家族例会」

市原市精神障害者家族会「こすもす会」は、市原市内にお住まいの心の病を抱える方のご家族の集まりで、当事者家族の相互支援や地域社会への啓発活動などを行っています。

一人でも多くの方に参加していただけるよう従来の保健所での月例会(毎月第2金曜日)と並行して、南総公民館でも家族例会を開催します。

心の病を持つご本人だけでなく、家族みんなが元気になる・元気であることが大切です。お気軽にご参加ください。参加無料です。

【日 時】平成23年11月23日(水)

平成24年 1月25日(水)

平成24年 2月25日(土)

いずれも13:30～16:00

【問合せ先】こすもす工房内 深澤

TEL : 0 4 3 6 - 2 5 - 5 2 5 8

## 精神疾患勉強会

### 「うつ病を予防しよう」

こころの病気って怖い病気? いえ、他の病気と同じように、からだの中の一部の器官、脳や神経を中心とした器官の病気です。誰でも起こりえます。この機会に勉強してみませんか?

【日 時】平成23年12月2日(金) 14:00～16:00

【会 場】市原市勤労会館 (youホール)

【内 容】講演「うつ病を予防しよう～  
ストレスと上手につきあう方法」

講師 亀田総合病院 臨床心理士  
富安哲也氏

【対象者】市原市内に在住・在勤・通学の方

【参加費】無料

【申込方法】事前申込は不要。当日直接会場へ。  
先着80名。受付は13:30～。

【問合せ先】市原市障がい者支援課 ☎23-9815  
市原健康福祉センター ☎21-6391

## 地域づくりフォーラム

障がいがあっても、その人らしくいきがいをもって暮らしていくとはどういうことでしょうか? そして、誰もが暮らしやすい地域とはどのような地域なのでしょうか?

今回は、「教育と就労」を主軸に、当事者をとり巻く親・学校・企業・福祉それぞれの立場から検討していきます。

ぜひ参加して、一緒に考えてみませんか?

【日 時】平成23年12月1日(木) 12:30～17:00

【会 場】千葉市美浜文化ホール

【内 容】特別支援教育と就労支援の連携と課題を  
テーマとしたフォーラム

【参加費】2,000円。当事者・学生は1,000円。

【主 催】地域づくりフォーラム実行委員会  
申込方法等の詳細は、決まりしだいいちほら福祉  
ネットのホームページに掲載します。

人事異動により、相談員 富岡大悟の後任として 相子光義 が着任いたしました。

## いちほら福祉ネット新スタッフ紹介

10月より相談員として勤務することになりました相子光義です。趣味・特技は食べること、ドライブ、球技全般です。まだまだ勉強することは沢山ありますが、皆様が明るく元気に暮らせるよう、また皆様にとって身近な相談員となれるよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。



## 旬の食材を使ったヘルシーメニュー

きのこで免疫力アップ

# きのこたっぷり丼

(1人分：445Kcal)

材料(4人分)…バター20g、ほうれん草200g、きのこ類(しめじ・椎茸・えのき茸など)200g  
人参60g、鶏ひき肉80g、塩こしょう 少々、しょう油 少々、砂糖 少々  
温泉卵4個、ご飯 丼ぶり4杯

作り方…①ほうれん草は3センチ位にカットする。きのこ類は食べやすい大きさにする。人参はみじん切りにする。

②フライパンにバターを溶かし、①を炒め、塩こしょうで味付けをする。炒めたら容器に移し、同じフライパンで鶏ひき肉を炒め、しょう油、砂糖で味付けする。

③丼ぶりにご飯を盛り、炒めたきのこ、炒めた鶏ひき肉、温泉卵を盛り付けて出来上がり。

栄養士さんからのおすすめの一言・・・

「きのこは、食物繊維で便秘予防・βグルカンで免疫力を高めます。また、ほうれん草にもカロチン・ビタミンCで免疫力アップ効果があるので、上手な食べ合わせで風邪予防をしましょう。」

今回のレシピは知的障害者入所更生施設千原厚生園 栄養士の金井様にいただきました。



### シリーズ 「グループホームで暮らそう！」⑥

グループホームやケアホームの疑問をQ & Aで解説していきます。

Q. 「世話人」はホームでどのような業務をしているの？

A. 一番知られている業務は食事の提供です。「〇〇が食べたい!」「今度、〇〇作って!」など直接リクエストされることもあります。入居者の健康を考えなければいけないので一番気を使うところです。また、「世話人さん。聞いて!聞いて!」と入居者から日中の活動先であった楽しかったこと、時には悲しかったことも、気軽に話しかけられ時には相談に乗ることもあります。気軽に話せることが家庭的な雰囲気に繋がるのかもしれないね。

(障害者グループホーム等支援ワーカー 荒原 寛治)

### いちほら福祉ネットへの相談件数

平成23年7月～8月

延相談件数 **763件 (新規45件)**

| 相談方法           | 対象者             |
|----------------|-----------------|
| 電話 <b>605件</b> | 高齢者 <b>96人</b>  |
| 訪問 <b>140件</b> | 障害者 <b>502人</b> |
| 来所 <b>18件</b>  | 児童 <b>54人</b>   |
|                | その他 <b>111人</b> |

平成23年度(4月～8月)

延相談件数 **2,092件**

### 編集後記

風も冷たくなり、すっかり秋ですね。秋と言えば?と聞くと、毎年のように食欲の秋♪と1番最初に出てくる中核スタッフ(笑) 食べ物も美味しく、外へ出るにもちょうど良い季節。食べ過ぎたら紅葉を見ながら散策なんてのも良いですね。また、体調を崩しやすい季節ですので、手洗い・うがい等の風邪予防も忘れずにしましょう。(スタッフ一同)